(3) 未成年者による契約について

ア 成年年齢と未成年者取消権について

民法では、18歳からが成年と定められています。以前は、成年年齢は20歳と定められていたのですが、令和4年4月1日施行の改正民法により成年年齢が18歳に引き下げられました。

そして、民法の定めにより、未成年者が契約などの法律行為をするには法定 代理人 (親権者などのこと) の同意を得なければならないとされており、同意 を得ずにした法律行為は、後から取り消すことができます。これを、「未成年者 取消権」と言います。未成年者は、社会経験、知識の不足などから判断能力が 未熟である可能性があるため、未成年者保護の観点から一人で法律行為をする 能力が制限されているものです。

ただし、未成年者であっても、次の行為は法定代理人の同意を得ずに行うことができます。

- 単に権利を得たり、義務を免れたりする行為
- ② 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産について、その目的の範囲 内で処分する行為
- ③ 法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産を処分する行為 など このうち 11は、通常未成年者に不利益がないため、単独で有効に行うことが

できるとされています。また、親から買う物を指定されてその代金を託されて買い物をする行為(②に該当)や、お小遣いの範囲内で学用品や雑貨を購入する行為(③に該当)については、いずれも未成年者であっても単独で契約することができ、後から未成年者取消権により取り消すことはできません。



イ インターネット通信販売で契約相手が未成年者と分からないまま販売した場合はどうなるの?

未成年者による契約の場合に、原則として親権者の同意を得なければならないことは、インターネット通信販売の場合も同様です。したがって、例えば、未成年者が親権者の同意を得ないままに、インターネット通信販売で高額商品の購入をした場合(上記の例外類型にも当てはまらない場合)は、未成年者取消権によりその契約を取り消すことができます。

もっとも、未成年者が、18歳以上の成年であるとか親権者の同意を得ていると積極的に装ったために、契約相手が勘違いして取引をした場合には、注意が必要です。その行為の具体的状況によっては、未成年者取消権が使えなくなる場合があります。民法では、行為能力があることを信じさせるために「詐術」(相手を誤解させるために詐欺的な手段をとること、といった意味です。)を用いたときは、その行為を取り消すことができない、と定めているからです。

他方で、事業者側が、サイトの利用規約などで「未成年者が本商品を購入した場合、保護者の同意を得ているとみなします」と定めていただけでは、そのサイトの利用について、未成年者取消権を失わせることはできないと考えられます。このような規約のあるサイトで注文をしたからといって、未成年者が「詐術」を用いたとまではいえないためです。

高校生の皆さんの中で、未成年の方が契約をする場合には、法定代理人の了解をとって行うようにしましょう。契約をした後に、トラブルとなってしまった場合は、未成年者取消権が使える可能性がありますので、 諦めずにまずは消費生活センターに相談するのがよいでしょう。